

松江市事業継続支援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大により、経営に深刻な影響を受けている
松江市内の中小企業者等の皆さまに、事業の継続を支援するため市独自の給付金を給付します。

※申請される方は、市ホームページから申請要領を必ずご一読ください。

給付対象 主たる収入が事業収入(売上)であって、下記4つの要件を満たす事業者が本給付金の対象です。

要件
その1

松江市内に本社(個人事業者等にあつては住所)又は**主たる事業所**を有し事業を営む
中小企業者等であること

*フリーランスや、医療法人・農事組合法人・NPO法人など会社以外の法人の方も対象です。

小売業

従業員/50人以下又は
資本金/5,000万円以下

サービス業

従業員/100人以下又は
資本金/5,000万円以下

卸売業

従業員/100人以下又は
資本金/1億円以下

製造業、建設業、運輸業

その他の業種

従業員/300人以下又は
資本金/3億円以下



*「従業員」とは「常時使用する従業員」をいい、正社員、パート、アルバイト、派遣社員、出向者などの名称にかかわらず、労働基準法の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。経営者や会社役員、個人事業主は「従業員」に含まれませんのでご注意ください。

要件
その2

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、

令和3年1月から同年9月までのうち、**連続する3か月の事業収入(売上)の合計額**が、前年同期又は前々年同期の合計額と比べて**20%以上減少**していること。

要件を緩和しました

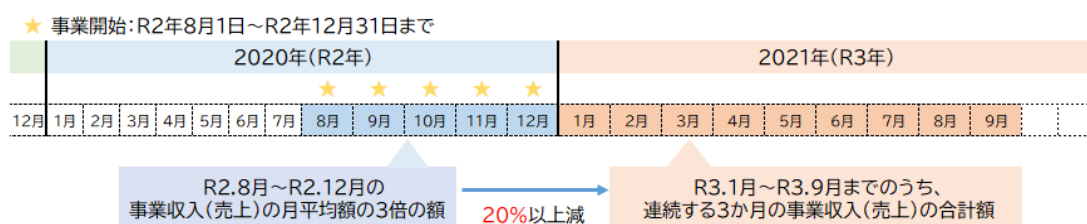
イメージ図

令和2年7月31日以前に事業を開始している方



イメージ図

令和2年8月1日～同年12月31日までの間に事業を開始した方



詳しくは
ホームページを
ご覧ください



要件
その3

令和2年12月31日以前に事業を開始しており、**今後も事業活動を継続する意思があること**

要件
その4

その他、下記(「松江市事業継続支援給付金交付要綱」第3条関係)を満たしていること

- ▶法人税法別表第1に規定する公共法人でないこと ▶政治団体、宗教上の組織または団体でないこと
- ▶風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」または当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う事業者でないこと
- ▶松江市暴力団排除条例に規定する暴力団または暴力団員もしくはこれらと密接な関係を有している者でないこと など

給付金額 法人の方 20万円 個人事業者の方 10万円

*1事業者につき1回限りの交付になります



申請期間 令和3年12月10日(金)まで:当日消印有効

*「松江市事業継続支援給付金」を一度受給された方は、再度申請することはできません。

申請するには 申請書に必要事項をご記入の上、必要書類を添えて、郵送でご提出ください。

提出書類



宛先

〒690-8540
松江市末次町86番地
松江市商工企画課
松江市事業継続支援給付金窓口

提出書類〔①～⑦〕 *③は申請者により提出する書類が異なります。

- ① 事業継続支援給付金交付申請書兼請求書(様式第1号)
- ② 松江市内で事業を営んでいることが分かる書類
〔確定申告書等により判定しますが、事業所所在地、業種、屋号等が不明の場合は、追加の資料を求めます〕
- ③ 交付対象者の要件を証する書類 〔法人の方、個人事業者の方、開業した時期によって必要な書類が異なります〕
〔例〕 法人の場合…「法人税申告書別表一」「法人事業概況説明書」「売上台帳や帳簿の写し」 など
個人事業者の場合…「確定申告書B(第一表、第二表)」「青色申告決算書」「売上台帳や帳簿の写し」 など
- ④ 要件確認シート
- ⑤ 提出書類確認シート
- ⑥ 本人確認書類(個人事業者のみ) 〔住所変更等があった場合は、変更部分を含む形で提出してください〕
- ⑦ 振込先金融機関口座が確認できる書類
〔通帳のオモテ面と金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人(カナ)等の確認ができるページの写し等〕

申請書類(①、④、⑤)は、市ホームページからダウンロードしてお使いください。
また、松江市役所総合案内・各支所、松江商工会議所、市内の各商工会、
JAしまねくにびき地区本部などの窓口でも配布しています。

▶ 本給付金の詳細

本給付金の交付要綱・各様式は市HPに掲載しています。

*<http://www1.city.matsue.shimane.jp/jigyousha/sangyou/shoukou/jigyokeizokusienkyuhu.html>

●「松江市事業継続支援給付金」で検索

● QRコードはこちら

松江市事業継続支援給付金

検索



▶ お問い合わせ先

松江市産業経済部商工企画課

《松江市事業継続支援給付金に関すること》

電話 0852-55-5036

《その他の事業者支援に関すること》

電話 0852-55-5208

FAX 0852-55-5553

メール shoukou@city.matsue.lg.jp